

令和6年度 マンション・バリアフリー化等支援事業のご案内

建物の老朽化や住民の高齢化が進む分譲マンションについて、廊下や階段などの共用部または敷地内の段差解消や手すりの設置等の工事費用を一部補助します。

■ 令和6年度の補助事業

マンションの共用部分等のバリアフリー化等工事を行う、マンション管理組合*に対して補助を行います。

(*団地管理組合が組織化されている場合、棟管理組合単位での申請も認めます。)

補助内容：バリアフリー化等工事に要する費用の3分の1（千円未満の端数切り捨て）

- ・1管理組合当たり30万円を限度とします。
- ・手すり設置に係る工事のみの場合、1管理組合当たり30万円又は住戸1戸当たり8,000円のうち低い額を限度とします。

申込期間：令和6年5月20日～7月19日

申込方法：以降の内容をご覧ください、原則電子申請システムよりお申し込みください。申請フォームは申し込み開始後に公開します。

電子申請システムでの申請が困難な場合は、メールや郵送でのご提出も可能ですが、一度住宅再生課にご相談ください。

備考：可能な限りメール（kc-jutakusaisei@city.yokohama.jp）にて申請書類の事前確認を行ってください。その際、審査を円滑に行うためメールに管理組合名、電話番号を記載してください。

■ 補助対象工事

マンションの共用部分又はその敷地においてマンション管理組合が行う、移動等円滑化経路等に関する施設を整備する工事で、福祉のまちづくり条例に基づく施設ごとの「指定施設整備基準」に適合する（改善する）工事。

【移動等円滑化経路等に関する施設】

「敷地内の通路」「駐車場」「出入口」「廊下等」「階段」「傾斜路」「エレベーター等」「便所」「浴室等」「標識（トイレ、駐車場等）」「案内設備（トイレ等）」

※施設の整備工事にあたっては、**福祉のまちづくり条例に基づく、施設ごとの「指定施設整備基準」に適合させることが必要**です。

参考 横浜市福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアルにおける施設整備基準（イ 共同住宅）（163～178ページ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/barrierfree.files/20231013seibi-kyoudoujutaku.pdf#page=207>

■ 補助対象マンションの決定方法

(1) 築年数が40年以上のマンション

築年数が古いマンションに対して優先的に事業計画の承認を行います。

※管理規約等、築年数が確認できる書類の提出をお願いします。

(2) 長寿命化を図っていく意思決定をしているマンション

バリアフリー化工事竣工後10年以上、長寿命化を図る意思決定を行っているマンションに対して優先的に事業計画の承認を行います。

※長期修繕計画や長寿命化を図る意思決定をした総会議事録等の提出をお願いします。

お申込みが予算を超えた場合、次の方法により、補助対象マンションを決定します。

① (1)または(2)の条件に該当するマンションを補助対象として決定

(1)または(2)の条件に該当数の多いマンションから事業計画の承認を行います。ただし、該当数が同一の場合は、築年数が古いマンションから順に承認します。該当数が同一でかつ築年数も同じ場合は、抽選で補助対象マンションを決定します。

② ①の方法により補助対象マンションを決定後、予算に余りがある場合、(1)または(2)の条件に該当しないマンションを補助対象として決定

抽選で補助対象マンションを決定します。

【抽選を行う場合】

抽選対象のマンションへは、事前に当課からお知らせし、以下の方法で抽選を行います。

抽選会場：横浜市建築局住宅再生課

抽選日時：令和6年7月26日10:00～（予定）

結果報告：抽選終了後、速やかにHPにて合否のお知らせを致します。

（当選者として、申込み時にお渡しする受付番号をHPに掲載します。）

HPがご覧いただけない場合には、直接お問合せ下さい。

■ 申請期限終了後の追加募集（予定）

申請が補助予定額を上回った場合（抽選が行われた場合）には、令和6年度の受付は終了となりますが、上回らなかった場合には、7月26日以降も補助予定額に達するまで引き続き募集を行う予定です。

追加募集を行う場合には、詳細は7月26日以降に、HPにてお知らせを致します。

■ 注意事項

- ・補助を受けるマンション管理組合は、「横浜市マンション登録制度」に基づく登録が必要です。
- ・限られた予算の中でできるだけ多くのマンションに支援をするため、1管理組合につき1回のみの補助としています。（1回目の補助金の額が補助上限額に達していない場合であっても、申請年度に関わらず2回目の補助申請はできません。）

■ 手続きの流れ

① 横浜市マンション登録制度への登録

登録申請から1週間程度

※事業計画書を提出する前に可能な限り、
メール (kc-jutakusaisei@city.yokohama.jp) にて
申請書類の事前確認を行ってください。
※紙以外の電子メールで提出する際には、申請に関する担当者の氏名及び連絡先
電話番号をお知らせください。
押印が必要な書類は別途、紙で提出していただきます。

② 事業計画書（第1号様式）及び必要書類の提出

受付期間：令和6年5月20日～7月19日

※申請が補助予定額を上回らなかった場合は、期限後も予算に達するまで引き続き
募集を行う予定です。

受付期間終了後から1か月程度

事業計画承認通知書（第2号様式）の交付

工事請負契約



工事着手



工事完了

!!!ご注意ください!!!

事業計画承認の前に工事事業者
と契約を締結された場合、補助金
が交付できません!!
必ず事業計画承認通知書が届い
てから契約を結んでください。

③ 工事完了報告書・補助金交付申請書（第7号様式）及び必要書類の提出

（※切：申請年度の1月末日まで必着）

③の受付から1か月程度

補助金交付決定通知書（第8号様式）の交付

補助金交付決定通知書の
交付後1か月以内

④ 補助金交付請求書（第9号様式）及び必要書類の提出

（※切：申請年度の2月末日まで必着）

④の受付から1か月程度

補助金の交付

青色で記載した①～④が申請者の方に行っていただく手続きです。

■ 提出書類について

○ 事業計画書（第1号様式）（←3ページ②の手続き）

【添付書類】 次の(1)から(10)までの書類を添付してください。

(1) 委任状

管理組合の方が直接手続きをされる場合は不要です。

(2) 位置図

住宅地図などで、申請敷地がわかるもの

(3) バリアフリー化等工事に係る見積書

【注意！】

- ① 見積書の有効期限にご注意ください。少なくとも工事完了予定日まで有効なものをご提出ください。
- ② 工事金額が100万円以上となる場合は、**市内事業者（本社・本店が横浜市内）2社以上**の見積書を取り、ご提出ください。

(4) チェックリスト 福祉のまちづくり条例 適合状況一覧表（共同住宅用）

【注意！】

補助対象の項目のみ記入し、ご提出ください。適合状況一覧表は福祉のまちづくり条例のホームページに掲載されています。

以下のURLおよびQRコードの「提出書類（2）適合状況一覧表 共同住宅用」をご提出ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/barrierfree.files/20231013tekigouitiran-kyoudoujutaku.docx>

(5) 平面図、立面図、断面図等

【注意！】

- ① どこにバリアフリー化工事をするのか分かる図面をご提出ください。
- ② 平面図等に、**移動等円滑化経路*及び補助事業工事部分**を明示してください。
- ③ 手すり設置の場合：設置する手すりの高さや手すり端部の平行部分の長さ*等が明示された図面も必要です。

※「横浜市福祉のまちづくり条例」を参照

(6) 現況写真、写真方向図

現況写真、配置図や平面図に撮影位置を示したもの

【手すり設置の場合の注意！】

- ① 最低限、当該階段の最上階（上端部）、中間階、最下階（下端部）の鮮明な写真をご提出ください。

（※複数の階段に手すりを設置する場合、それぞれの階段の上端部、中間部、下端部の写真が必要になります。）

- ② ①の写真はどの角度から撮影したのか平面図に図示してください。

(7) マンション管理組合の管理規約

(8) 総会の議案書及び議決書

区分所有法第 17 条に定める共用部分の変更及び横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業の利用に係る総会の議案書と議決書（議事録）

(9) **建築年数**が確認できる書類

例) ・ 建築基準法第 7 条に基づく完了検査済証の写し
・ 建築確認申請台帳記載証明書
・ 建築年数が記載されている管理規約 …等

(10) **バリアフリー化等工事竣工後 10 年以上長寿命化を図る意思決定をしたこと**が確認できる書類

例) ・ 長期修繕計画
・ 長寿命化を図る意思決定を行った総会議事録 …等

○ **工事完了報告書・補助金交付申請書（第 7 号様式）**（← 3 ページ③の手続き）

【添付書類】 次の (1) から (3) までの書類を添付してください。

(1) 完成写真

事業計画書に添付した写真と同様の角度から撮影した写真

(2) 工事請負契約書等（写し）

工事費用内訳書を含む。なお、発注書及び請書でも可。

(3) 領収書等（写し）

管理組合が工事費用を支払ったことを証する書類（工事事業者が発行したもの）

○ **お問い合わせ**

横浜市建築局住宅部住宅再生課

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 24 階（〒231-0005）

電話：045-671-2954 FAX：045-641-2756

メール：kc-jutakusaisei@city.yokohama.jp

■ よくあるご質問

Q 申請はいつまで受け付けていますか。

A 令和6年度の受付は、5月20日から7月19日です。

Q 昨年度、対象外となってしまいましたが、今年も申請できますか。

A 申請は可能です。

Q 申請書類は建築局に直接提出しに行かなければいけませんか。

A 原則横浜市電子申請システムにてご提出ください。難しい場合は、窓口または郵送にて提出ください。

Q 工事が終わっている場合や工事中の案件について補助を受けられますか。

A 工事中や工事が終了した場合は補助の対象にはなりません。工事事業者と工事の契約を結ぶ前に申請をする必要があります。

Q マンションの室内をバリアフリー化したいのですが、マンション・バリアフリー化支援事業の補助は受けられますか。

A マンション・バリアフリー化支援事業の対象は、分譲マンションの共用部分の工事です。住戸内のバリアフリー化工事はこの制度の補助の対象にはなりません。

Q 長期修繕工事の一部として、手すり工事を行う場合も補助の対象となりますか。

A 補助の対象となる可能性があります。長期修繕工事の契約を承認後に行うことで、補助金を受け取ることができます。工期がずらせない場合、手すり工事のみ契約を別とすることで補助金を受け取ることができます。

Q マンションの共用部分の階段に手すりを設ける工事を検討しているのですが、片側だけでも補助は受けられますか。

A 両側に設ける場合は補助の対象になりますが、片側にのみ設ける場合は補助の対象にはなりません。詳しくは下記リンク先の資料をご確認ください。

- ・「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/barrierfree.files/20231013seibi-kyoudoujutaku.pdf#page=207>

- ・「適合状況一覧表（共同住宅用）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/jorei/machizukuri/barrierfree.files/20231013tekigouitiran-kyoudoujutaku.docx>

